

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の掲示について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条の規定により、「公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（現職を含む。以下「候補者等」という。）」及び「後援団体」が、「政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類（以下「立札・看板等」という。）」には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定める表示が必要とされており、市選挙管理委員会では、市長選挙・市議会議員選挙の各候補者等及び後援団体からの申請に基づき、立札・看板等に貼付するための証票を交付しています。

各候補者等及び後援団体は、「下記の枚数の範囲内」で、かつ、「政治活動のために使用する事務所ごと」に「その場所において2枚に限り」、市選挙管理委員会が交付する証票を貼付した立札・看板等のみ掲示することができます。

また、証票を貼付して掲示することができる立札・看板等は、下記の規格の範囲内のものに限られ、規格を超えるものについては、証票を貼付しても掲示できないこととされています。

つきましては、市選挙管理委員会が交付する証票を貼付していない立札・看板等（有効期限が経過した証票を貼付しているものを含む。）及び規格を超える立札・看板等を掲示することがないよう、適正な掲示をお願いします。

なお、候補者等及び後援団体が違法に掲示した立札・看板等については、県又は市町村の選挙管理委員会において撤去させることができ、また、掲示した者には罰則（2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金）の適用がありますので御注意願います。

記

1 掲示できる立札・看板等の枚数等

公職の種類	制限枚数		証票の交付機関
	候補者等	後援団体(※)	
市長	6枚	6枚	市選挙管理委員会
市議会議員	6枚	6枚	市選挙管理委員会

※ 後援する候補者等1人につき後援団体を通じて掲示できる総数であり、後援団体ごとに掲示できる数ではありません。

2 掲示できる立札・看板等の規格

150cm×40cm以内（下の足の部分を含む）

3 留意事項

- （1）立札・看板等の両面を使用するときは、両面に証票を貼付しなければなりません。
- （2）選挙管理委員会が交付する証票には有効期限があり、期限が経過した証票は無効です。
- （3）事務所の扉等に直接書く場合は、150cm×40cm以内の枠を設けて書かなければなりません。
- （4）事務所の実態のない場所（空き地、農地、交差点等）に立札・看板等を設置することはできません。

- (5) 証票を貼付した立札・看板等は、選挙期間前に掲示したものに限って選挙期間中も掲示しておくことができます。ただし、選挙期間中に新たに立札・看板等を掲示することはできません。

4 津久見市選挙管理委員会が交付する証票について

(1) 申請の方法

証票交付申請書により、津久見市選挙管理委員会に直接申請してください。

※後援団体（後援会）の証票更新につきましては、お手数ですが大分県選挙管理委員会に提出されました政治団体設立届及び後援会規約の写し並びに届出事項の異動があった場合には、届出事項の異動届の写しを証票交付申請書の提出する際、ご持参願います。

(2) 有効期間経過後の証票の更新

現在の証票（黄色）は、2022年12月31日限りで失効しますので、有効期限後も引き続き立札・看板等を掲示するためには、改めて証票の交付申請が必要です。

なお、過去の証票については、既に失効していますので、当該証票を貼付した立札・看板等を掲示することはできません。

【失効した証票の例】

- ・黄色：2022年12月末期限
- ・赤色：平成30年12月末期限
- ・青色：平成26年12月末期限

(3) 事務所の所在地（立札・看板等の設置場所）を変更するとき

新・旧の事務所所在地を明記した設置場所異動届を提出してください。

- (4) 証票を破損したとき破損した証票を返却の上、破損の理由を付して、文書で再交付の申請をしてください。

(5) 証票を紛失したとき

紛失した理由を付して、文書で再交付の申請をしてください。

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の例

